

1. ドイツの職業教育と専門大学

(1) 中等段階:デュアルシステム、フルタイム職業専門学校も
:高等教育進学率は約35%. デュアルで仕上げ

(2)高等教育段階の職業教育・実践的教育機関=専門
大学 (Fachhochschulen)

- 連邦高等教育大綱法第1条に「本法で言う高等教育機関とは大学・・・、専門大学・・・」と位置づけ。
- Diploma(FH)を授与
- 学校数176(大学の1.5倍)
- 学生数約54万人(一般大学生の約4割):高等進学率約35%
- 州立が圧倒的に多いが、近年私立等非州立も増加傾向
- 一般大学との違い(図表5):教育目標、教員、資格等、種々の面で実践性、職業との関連性を強調

(3) 事例：州立ボーフォームFHの課程

- 建築、水・環境、交通、建築マネジメント等6つの専門分野
- 学生数4,800人、教員数(教授約120人、助手60人、講師等35人)
- 計9ゼメスター制
- 基礎課程、主専門課程から構成
- 計6ヶ月程度の企業実習
- 「デュアル学修課程」: ディプローム+中等職業教育段階の職業資格

2. アメリカの職業教育とコミュニティ・カレッジ

(1) 中等職業教育：総合制ハイスクールの中、キャリアアカデミー等のセンターでの職業教育

：ハイスクール卒者の37%が大学、56%がCCへ

(2) 高等職業教育の法制上の位置づけ ①

- 2006年カール・D・パーキンス職業・専門教育法 (Carl D. Perkins Career and Technical Education Act of 2006, PL 109-270) 第3条5項:

職業・専門教育 (career and technical education) は、中等教育からカレッジ段階に至る「進学と現在あるいは将来の専門的職業におけるキャリアに準備するのに必要とされる、挑戦的なアカデミックな基準と関連した専門的知識・技能とを整理し、一貫させた厳密な内容を個人に提供する一連の科目を企てる組織的な教育活動」と規定

(3) 高等職業教育の法制上の位置づけ②

- 「改正高等教育法 (Higher Education Amendments of 1998, PL 105-244) SEC.101,(a)(3):
「学位の授与のために十分な単位を認めることのできる2年以上・・・教育プログラム」を提供する
- 「コミュニティ・カレッジ」は通称
- 一般的に、コミュニティ・カレッジとは、2年制の公立機関を指す

(4) アメリカの職業教育とコミュニティ・カレッジ

- 学校数1,195校
- 学生数1160万人(うち単位履修者660万人、フルタイム学生は全体の40%)
- 中等後教育機関の準学士・学士課程のうち、準学士の職業教育課程は29.6%(準学士課程のなかでは50.8%)(図表15)(専攻の内訳、図表16)

(5) 事例: Lake Michigan C C

- フルタイムのファカルティー 238人
- 芸術・コミュニケーション、ビジネス・マネジメント・マーケティング、エンジニアリング、健康、サービス、自然資源・アグリサイエンス等6つのキャリア・パスウェイにわたり、計約40のコースを設置
- 多くのコースは専門職業資格の取得とともに、上級ディグリー職にも対応し、かつ4年生大学・カレッジへの移行プログラムともなっている
- 登録学生数 約3,400人(男57%、女43%)

3. 中国の高等職業教育

- 法制: 1996年「職業教育法」第2章第13条
「職業学校教育は初等、中等、高等の各職業学校教育に分かつ」
- 高等教育進学率: 約12%(2002年)。現在15%
- 4年制本科約600万人、専科大学約500万人
- 高等職業教育: 技術高専(5年)、職業技術学院(単独3年)、職業技術学院(大学内3年)
- 767校(全体の54.9%)現在1,168校に、学生数367万人

4. オーストラリアの高等職業教育

- 法制: Higher Education Support Act 2003
VET Provider Guidelinesに詳細に規定
- 高等職業教育: 一般大学とTAFEの高等段階
- TAFE(専門継続教育カレッジ)は、
- 大学39校に対し、TAFE63校(原則州立)
- 1~2年制のコースを提供
- 大学への編入可能
- 修了者のうち、第4段階までのCertificateあるいは第5段階Diploma以上の資格取得者は約10%(16万7,000人)